(19.12.3)

本日、ここに12月定例府議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただ今議題となりました第1号議案平成19年度京都府一般会計補正予算ほか 16件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、一般会計予算の補正であります。今回の補正予算につきましては、事業の完了時期等を考慮し、特にこの時期に対応しなければならない事業に限定し、編成を行ったところであります。

以下、歳出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、「源氏物語千年紀」匠の技継承事業費についてでありますが、伝統を 誇る職人さんの高度な技術により、源氏物語の各場面をモチーフとした新たな 京の財産となるような伝統工芸品の制作を行い、源氏物語千年紀に資すること とし、もって伝統技術の継承・活性化を図ろうとするものであります。そのた め、今年度は制作企画委員会を設置し、その中で仕様等を選定するための経費 200万円を計上するとともに、今年度内に速やかに発注できるよう、6,400万円 の債務負担行為を設定しております。

次に、土木建築部関係公共事業費についてでありますが、今年度創設された 国の交付金制度を活用できる見通しが立ちましたので、観光などの地域資源を 生かした地域の自立・活性化を図るための道路整備を進める経費 2 億8,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算の概要であります。この結果、一般会計の補正予算額は、2億8,200万円となり、補正後の一般会計予算額は、8,340億4,900万円となっております。また、その財源といたしましては、国庫支出金等の特定財源が2億8,000万円、一般財源として府税200万円を計上いたしております。

次に、第2号議案から第9号議案までの8件は、いずれも条例の制定等に関する案件であります。

第2号議案は、地方独立行政法人法に基づき、京都府公立大学法人が重要な 財産を譲渡又は担保に供するに当たり、知事の認可を必要とする財産を定める ため、第3号議案は、京都府公立大学法人成立の際、当該法人に引き継がれる 京都府の内部組織を定めるため、第4号議案は、京都府公立大学法人の設立に 伴い、関係条例の整備を行うため、第5号議案は、学校教育法の改正に伴い、 関係条例の規定の整理を行うため条例を制定しようとするものであります。

また、第6号議案は、「府民の視点」、「政策の視点」、「行革の視点」の3つの視点から、本庁組織を再編することに伴い、所要の改正を行うため条例の全部改正を行うものであります。第7号議案は、地方公務員法等の改正に伴い、第8号議案は、税業務の効率化、納税者の利便を図るため、第9号議案は、府営住宅の供用を廃止するため、それぞれ所要の改正を行うものであります。

次に、第10号議案及び第11号議案は、鳥取豊岡宮津自動車道宮津野田川道路

建設工事及び桂川右岸流域下水道幹線管渠工事の契約の変更につきまして、第12号議案は、京都府公立大学法人に承継させる権利を定めることにつきまして、第13号議案及び第14号議案は、京都府公立大学法人への建物等の無償譲渡及び無償貸付けにつきまして、第15号議案は、交通事故に係る物的損害について賠償を求める訴えを提起することにつきまして、第16号議案は、平成20年度の宝くじ発売総額を150億円以内とすることにつきまして、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

また、第17号議案は、専決処分の案件でありまして、未払家賃納付調停事件 に係る調停の成立につきまして、やむを得ず専決処分をいたしましたので、今 回これを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

以上が、ただ今議題となりました議案の概要であります。御議決いただきま すよう、よろしくお願い申し上げます。